

景観計画区域内行為届出チェックシート【建築物・工作物】

周辺市街地景観、施設景観、丘陵住宅景観、平坦部住宅地景観、漁港集落景観

※対応欄に✓を、該当しない場合は斜線を記入し、対応できない理由等があれば備考欄に記入してください。

○位置及び規模

対応		景観配慮項目	備考	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
		周辺の景観と調和した位置及び規模に配慮している。			
		周辺の建築物や自然景観から突出した印象にならないように周辺の景観との調和に配慮している。			
		圧迫感を緩和するために高層部分を後退させ、背景の山並みにも配慮している。			
		市内を見渡せる場所からの眺望を妨げないよう建築物及び工作物の位置及び規模に配慮している。			
		良好な眺望ポイントの確保のため、背景となる山や海への視線を妨げない位置及び規模に配慮している。			
		市街地からの山並みの眺望を確保するため、建築物の高さに配慮している。			
		歩行者等に対する圧迫感及び威圧感を緩和させるよう道路等の公共用地に接する部分から後退し、空間の確保に努める等位置及び規模に配慮している。			
		道路から後退し、周辺のまちなみへの威圧感の軽減に配慮している。			
		道路から後退し、歩行者等への圧迫感及び威圧感を緩和するよう公共空間の確保に配慮している。			

○形態及び意匠

対応		景観配慮項目	備考	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
		周辺の景観と調和し、全体的に違和感がなく、まとまった形態及び意匠となるよう配慮していること。			
		まちなみとしてまとまりある形態及び意匠とするため、周辺の住宅等との調和に配慮している。			
		屋根の形態等をそろえることにより、まちなみとしてのまとまりの創出に配慮している。			
		その地域にふさわしい建築物のデザインとし、特に突出しない形態・意匠となるように配慮している。			
		屋外設備は露出しないよう建物と一体となるような形態及び意匠に配慮している。			
		建物の美観を損なうような構築物(屋外設備や屋外階段等)は、デザインの工夫により建物の一体化、調和を図るよう配慮している。			

		公共空間やランドマークからの眺望や自然景観を阻害しない形態とし、屋外設備(地上設置、建築物の屋外設置等)の垂直面(側面)が見えないように、屋外設備の高さ以上の植栽、ルーバー、塀等により遮蔽するように配慮している。			
		太陽光パネルを地上に設置する場合は、植栽、ルーバー、塀等により遮蔽するように配慮している。勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を超えないように設置して屋根と一体化するように配慮している。陸屋根に設置する場合は、最上部を低くするか、ルーバー等により目立たないように建築物と一体化させるように配慮している。			
		高層又は長大な壁面となる場合は、デザインの工夫等により圧迫感、威圧感を緩和させる形態及び意匠となるよう配慮している。			
		周辺の建築物との調和を図るため、壁面の分節化等によりまちなみとしての連続性の確保に配慮している。			
		長大で単純な壁面に凹凸をつけることにより、圧迫感等の軽減に配慮している。			

○色彩

対応		景観配慮項目	備考	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
		多数の色使用や派手な色彩はできる限り避け、周辺の景観と調和し、建築物全体でまとまりを感じさせる色彩となるよう配慮している。			
		低彩度を基調とし、まとまりを感じさせる色彩になるよう配慮している。			
		隣接する建築物との色差を小さくし、まちなみにまとまりと連続性が生まれるよう配慮している。			
		地域で昔から使われてきた色彩や配色を活用するよう配慮している。			
		建築物が建ち並ぶ通りは、色相や色調をそろえて、周辺のまちなみと不調和にならないように配慮している。			
		高層部(高さ10メートル以上又は4階以上)に使用する外壁の色彩については、圧迫感・威圧感を緩和するため明度7以上としている。			
		建築物及び工作物の外観に使用できる色彩の制限範囲は別表の通りとする。ただし、着色していない木材・土壁・石材・ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではない。			
		太陽光パネルの色彩は、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度で、反射が少なく模様が目立たないものに配慮している。			

別表				判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否	色相	彩度		
		0.1R~10R	4以下としている		
		0.1YR~5Y	6以下としている		
		上記以外の色相	2以下としている		

○素材

対応		景観配慮項目	備考	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
		周辺の景観と調和し、かつ長期間に渡って良好な景観を維持できる素材を使用するよう配慮している。			
		周辺の景観との調和に考慮し、まちなみの景観向上を目指すよう配慮している。			
		経年変化に考慮し、長期間美観を維持できる素材に配慮している。			
		周辺環境との調和のとれた素材を用いるよう配慮している。			

○敷地及び外構

対応		景観配慮項目	備考	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
		敷地内や外構部は、できる限り緑化に努めている。樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、保存又は移植により、修景に活用するよう配慮している。また、緑化の際は、その周辺の植生状況や地域の特性を踏まえた樹種の選定に十分配慮している。			
		建築物の外構部を緑化するよう修景に配慮している。			
		特に施設景観においては、樹木等の植栽により周辺の景観にうるおいを与えるよう配慮している。			
		敷地内に屋外駐車場、駐輪場、物置等を設置する場合は、できる限り、遮蔽し、まちなみや隣接する敷地と不調和を生じさせないように配慮している。			
		屋外駐車場の境界部の緑化、場内の舗装等により修景するよう配慮している。			
		緑化ブロックや周辺の植栽により、ゆとりやうるおいをもたらすよう配慮している。			
		屋外駐車場、駐輪場及び物置の設置については、周辺の景観との調和に配慮し、雑然とならないよう塀、生垣又は周辺緑化を配慮している。			
		屋外駐車場の舗装は、緑化ブロックや芝生保護材等を使用するよう配慮している。			